

鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に居住し、紙おむつ等を使用している者に対し、紙おむつ等又はその購入費の一部を助成することにより、高齢者の福祉及び衛生の向上並びに経済的負担の軽減を図る紙おむつ等助成事業（以下「事業」という。）を実施するについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 紙おむつ等 紙おむつ、布おむつ、フラットタイプ及び尿とりパッドをいう。
- (2) 購入費等 紙おむつ等の購入又は賃借に要した費用をいう。

(助成)

第3条 在宅により紙おむつ等を使用している者に対しては、紙おむつ等を支給するものとし、病院又は診療所に入院して紙おむつ等を使用している者に対しては、購入費等の全部又は一部を助成する。

(対象者)

第4条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、次に掲げる要件を全て満たす65歳以上の者であって、現に紙おむつ等を使用しているもの（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第26項に規定する施設サービスを同条第25項に規定する介護保険施設で利用している者を除く。）とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本市住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市町村民税非課税世帯に属する者
- (3) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）において、要介護1以上である者

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる要件をいずれも満たし、かつ、介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）において要支援2以下である又は要介護認定及び要支援認定を受けていない者であって、鹿児島市紙おむつ等助成事業に関する証明書（様式第1の3）を提出した者は、対象者とする。

(現物支給品目等)

第5条 第3条の規定により支給する紙おむつ等は、次のとおりとし、支給枚数は、別に定めるものとする。

- (1) パンツタイプ（はくパンツ）
- (2) 介護用パンツタイプ（テープ止め式）

(3) フラットタイプ（おむつカバー併用タイプ）

(4) 尿とりパッド（おむつの補助パッド）

2 紙おむつ等の支給は、第7条の規定による申請のあった日の属する月以降の分について行うものとする。

（購入費助成の助成金の額等）

第6条 第3条の規定により助成する助成金の額は、対象者が使用する紙おむつ等に係る各月分の購入費に相当する額とし、月額4,000円を限度とする。

2 購入費等の助成は、次条の規定による申請のあった日の属する月以降の購入費について行うものとする。

（資格認定申請）

第7条 対象者（第4条第2項の規定により対象者となる者を除く。）又はその介護を行う者は、次条の規定による助成の受給資格認定（以下「受給資格認定」という。）を受けようとするときは、紙おむつ等助成事業助成受給資格認定申請書（様式第1）に同意書（様式第1の2）その他の必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、対象者が在宅の場合にあっては当該申請書に民生委員又は地域包括支援センター職員の在宅状況確認を受けるものとする。

2 第4条第2項の規定により対象者となる者又はその介護を行う者は、受給資格認定を受けようとするときは、紙おむつ等助成事業助成受給資格認定申請書（様式第1）に前項に掲げる書類及び鹿児島市紙おむつ等助成事業に関する証明書（様式第1の3）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、対象者が在宅の場合にあっては当該申請書に民生委員又は地域包括支援センター職員の在宅状況確認を受けるものとする。

3 前2項の規定により、受給資格認定を受けた対象者が、認定を受けた日の属する年度の翌年度以降に第12条に規定する助成の申請を行う場合、前2項の規定による受給資格認定の再度の申請は要しないものとする。ただし、第10条の規定により受給資格認定を取消された場合はこの限りでない。

（認定の可否）

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、助成の受給資格認定の可否を決定し、紙おむつ等助成受給資格認定通知書（様式第2）又は紙おむつ等助成受給資格不認定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（資格要件の確認）

第9条 市長は、事業の適正な運用を確保するため、必要に応じて、受給資格認定を受けた者が第4条第1項及び第2項に掲げる要件（以下「資格要件」という。）を継続して満たしていることの確認を行うものとする。

（受給資格認定の取消し）

第10条 市長は、前条の規定による確認の結果、受給資格認定を受けた者が資格要件を満たさ

なくなつたと認めるときは、当該者に係る受給資格認定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により受給資格認定を取り消したときは、紙おむつ等助成受給資格取消通知書（様式第3の2）により当該取消しを行った者に通知するものとする。

（紙おむつの支給の方法）

第11条 第8条の規定により紙おむつ等の支給の受給資格認定の決定を受けた者は、紙おむつ等の支給を受けようとするときは、市長が指定する者から支給を受けるものとする。

（購入費助成の方法）

第12条 第8条の規定により購入費助成の受給資格認定を受けた者は、紙おむつ等購入費助成金支給申請書（様式第4）に別表の左欄に掲げる期間に係る購入費等の領収書その他支払いを証明する書類を添付してそれぞれ同表の右欄に掲げる支給申請の受付期間内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は別表の右欄に掲げる支給申請の受付期間の終了後に助成金の支給申請を行うことができる。ただし、紙おむつ等を購入した日の属する月の翌月の初日から1年を経過した場合は、この限りではない。

（助成金の支給決定）

第13条 市長は、前条の規定による助成金の支給申請があつたときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、紙おむつ等購入費助成金支給決定（却下）通知書（様式第5）により当該支給対象者に通知し、速やかに助成金を支給するものとする。

（届出等）

第14条 第8条の規定により受給資格認定を受けた者又はその介護を行う者は、次の各号のいずれかに該当するときは、紙おむつ等助成受給資格認定変更・辞退届（様式第6）により、その旨を市長に届け出るものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) 現物支給の受給資格認定の決定を受けたものが入院したとき。
- (4) 購入費助成の受給資格認定の決定を受けたものが在宅になったとき。
- (5) 介護保険の対象施設に入所したとき。
- (6) 生活保護の受給が決定したとき。
- (7) 要介護認定又は要支援認定の内容が変更になったとき。
- (8) 紙おむつ等を必要としなくなったとき。
- (9) 市町村民税課税世帯に属する者になったとき。
- (10) 連絡先、文書送付先が変更となったとき。

2 第8条の規定により受給資格認定を受けた者のうち第4条第1項に規定する者が、同項第3号に掲げる要件を満たさなくなった場合において、引き続き受給資格認定を受けるときは、前項の規定による届出の際に鹿児島市紙おむつ等助成事業に関する証明書（様式第1の3）を提出するもの

とする。

(譲渡等の禁止)

第15条 紙おむつ等の支給の受給資格認定を受けたものは、支給された紙おむつ等を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日前にこれらの町の区域であった区域に住所を有している者に係る紙おむつ等の支給については、平成17年3月31日までの間に限り、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ吉田町紙おむつ支給事業実施要綱(平成3年吉田町要綱第5号)、桜島町家族介護用品支給事業実施要綱(平成14年桜島町告示第26号)、喜入町紙オムツ給付事業実施要綱(平成15年喜入町告示第6号)、松元町家族介護用品支給事業実施要綱(平成14年松元町告示第14号)及び郡山町家族介護用品支給事業実施要綱(平成12年郡山町要綱第7号)の例による。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、鹿児島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第30号）の施行の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成

された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

別表（第10条関係）

購入又は賃借の期間	支給申請の受付期間
1月1日から3月31日	4月1日から4月30日まで
4月1日から6月30日	7月1日から7月31日まで
7月1日から9月30日	10月1日から10月31日まで
10月1日から12月31日	翌年の1月4日から1月31日まで

備考 受付期間の初日又は末日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、受付期間の初日又は末日後において、当該日に最も近い日で、日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日を当該受付期間の初日又は末日とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）において、改正前の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき支給資格認定を受けている者で、改正後の鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第4条第1項第3号にかかげる要件を満たさないものは、新要綱第13条第2項の規定にかかわらず、令和8年5月31日までに鹿児島市紙おむつ等助成事業に関する証明書（様式第1の3）を市長に提出した場合に限り、同年6月1日以降も対象者とする。この場合において、令和8年5月31日までに鹿児島市紙おむつ等助成事業に関する証明書（様式第1の3）の提出がなされなかったときは、新要綱第10第2項の規定を準用し、当該者の支給資格認定を取り消し、紙おむつ等助成受給資格取消通知書（様式第3の2）により通知するものとする。

3 施行日前に旧要綱に規定する様式により作成された書類は、新要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

様式第1 (第7条関係)

紙おむつ等助成事業助成受給資格認定申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱第8条の規定に基づき、紙おむつ等の助成受給資格の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、受給資格の認定の決定に関して、課税資料及び介護認定資料を閲覧することに同意します。

申請者	住所	鹿児島市	丁目	番	号
		(町	番地	号室)
	氏名				
	対象者との続柄				
	電話番号				

対象者	住所	鹿児島市	丁目	番	号
		(町	番地	号室)
	フリガナ氏名	(署名又は記名押印)			
	生年月日	年	月	日	年齢 歳
	要介護度	その他 ・ 要介護1～3 ・ 要介護4・5			
	状況	在宅 ・ 入院 () 病院			
支給申請品目 (尿とりパットは種類も記入してください。)	種類番号	品目		サイズ	

※要支援2以下(認定なしを含む)の場合は、「鹿児島市紙おむつ等助成事業に関する証明書」が必要です。

※支給申請品目の欄は、対象者が在宅の場合に記入してください。

民生委員又は地域包括支援センター職員の在宅状況確認欄	対象者は、紙おむつの必要な在宅の高齢者であることを確認します。 民生委員 地域包括支援センター職員 印
----------------------------	--

※在宅状況確認欄は、対象者が在宅の場合に記入してください。

同意書

鹿児島市長 殿

下記2の者は、下記1の事業の実施のために必要な事務処理に限って地方税関係情報について取得することに同意します。

記

1 利用を希望する事業

--

2 同意者

対象者の属する世帯の構成員	氏名	個人番号	対象者との 続柄	生年月日	同意欄
			対象者	年 月 日	印
				年 月 日	印
				年 月 日	印
				年 月 日	印
				年 月 日	印
				年 月 日	印

備考

- 1 同意する者の署名又は記名押印を行うこと。
- 2 代理人が同意書に記名する場合、本人からの委任状をとること。

様式第1の3（第7条関係）

鹿児島市紙おむつ等助成事業に関する証明書

住 所	鹿児島市 丁目 番 号 町 番地 (号室)		
フリガナ		生年 月日	明・大・昭 年 月 日
氏 名		年 齡	歳
<p>上記の者は、尿失禁の状態が継続しており、日常生活に支障をきたしているため、 常時紙おむつの使用が必要であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">記入日 年 月 日</p> <p>証明者 医 療 機 関 名 _____</p> <p>医療機関所在地 _____</p> <p>医 師 氏 名 _____ (印)</p>			

※ 鹿児島市紙おむつ等助成事業の受給資格認定を受けようとする方が、
介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定において要支援2・要支援1の方、
同条第1項及び同条第2項に規定する要介護認定及び要支援認定を受けていない方の場合、
この証明書が必要です。

様式第2（第8条関係）

紙おむつ等助成受給資格認定通知書

年 月 日

様

鹿児島市長

年 月 日付けで申請のありました紙おむつ等助成受給資格につきましては、次のとおり認定しましたので通知します。

認 定 番 号	第 号
申 請 者 氏 名	
対 象 者 氏 名	
助 成 内 容	紙おむつ等の現物支給 ・ 購入費の助成
開 始 年 月	年 月
現物支給の支給内容 (現物支給対象者のみ)	
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給された紙おむつ等を、第三者に譲渡し、又は貸与することは、固く禁じられています。 2 購入費の助成は、申請のあった日の属する月以降の購入費を対象とします。 3 対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、紙おむつ等助成受給資格認定変更・辞退届を市長に提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 死亡したとき。 (2) 市外に転出したとき。 (3) 現物支給の決定を受けたものが入院になったとき。 (4) 購入費助成の決定を受けたものが在宅になったとき。 (5) 介護保険の対象施設に入所したとき。 (6) 生活保護の受給が決定したとき。 (7) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定の内容が変更になったとき。 (8) 紙おむつ等を必要としなくなったとき。 (9) 市町村民税課税世帯に属する者になったとき。 (10) 連絡先・文書送付先が変更となったとき。

様式第3（第8条関係）

紙おむつ等助成受給資格不認定通知書

年 月 日

様

鹿児島市長

年 月 日付けで申請のありました紙おむつ等助成の受給資格につきましては、
次の理由により認定できませんでしたので通知します。

理由：

様式第3の2（第10条関係）

紙おむつ等助成受給資格取消通知書

年 月 日

様

鹿児島市長

年度の紙おむつ等助成の受給資格につきましては、次の理由により取り消しましたので通知
します。ご了承ください。

理由：

様式第4（第12条関係）

紙おむつ等購入費助成金支給申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱第10条の規定に基づき、紙おむつ等購入費助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、請求については、（長寿支援課長・谷山福祉課長）に委任します。受領については、下記口座へ振込を依頼します。

申請者	氏名	(対象者との続柄:)	
	電話番号		
対象者	住所	鹿児島市	丁目 番 号 町 番地
	氏名		
認定番号		第 号	
紙おむつ等を購入し、又は賃借した金額		年 月分	円
		年 月分	円
		年 月分	円
		支払済合計金額	円
振込口座	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店 支店
	預金の種別	普通	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

(注) 1 振込口座は、対象者本人名義のものとしします。

2 申請の際には、紙おむつ等購入に係る領収書その他支払いを証明する書類の原本を添付してください。

年 月 日

様

鹿児島市長

紙おむつ等購入費助成金支給決定（却下）通知書

付けで申請のありました紙おむつ等の助成金について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 対象者氏名

2 支給決定の可否 可 ・ 否

3 支給決定金額 円

4 助成金口座振込予定日 (年 月分～同年 月分)

年 月 日 振込予定

5 却下理由

[]

様式第6（第14条関係）

紙おむつ等助成受給資格認定変更・辞退届

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

届 出 人	住 所		
	氏 名		(対象者との続柄：)
	電 話 番 号		
対 象 者	住 所	鹿児島市	丁目 番 号 町 番地 号室
	フリガナ		
	氏 名		
認 定 番 号	第 号		
現 在 の 助 成 内 容	紙おむつ等の現物支給 ・ 購入費の助成		
届 出 事 由	<p>(1) 年 月 日死亡</p> <p>(2) 年 月 日市外転出 (転出先： 市・区・町・村)</p> <p>(3) 現物支給受給者であるが、入院することになった。 (へ入院) (月分まで支給済)</p> <p>(4) 購入費助成の対象者であるが、在宅になった。 (年 月 日) 配達先 () 変更後の品目 () サイズ () 尿とりパッドの種類 ()</p> <p>(5) 介護保険対象の施設に入所することになった。 (年 月 日 へ入所)</p> <p>(6) 生活保護受給が決定した。(年 月 日付)</p> <p>(7) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定の内容が変更になった。 ア 要介護4・5から、要介護3～1へ変更になった。 イ 要介護3以下(要支援、認定なしを含む)から、要介護4・5へ変更になった。 ウ 要介護1以上から、要支援2以下(認定なしを含む)へ変更になった。※「鹿児島市紙おむつ等助成事業に関する証明書」の添付がない場合は、助成対象外となります。</p> <p>(8) 年 月 日紙おむつ等が不必要となった。</p> <p>(9) 市町村民税課税世帯に属する者になった。</p> <p>(10) 連絡先・文書送付先が変更となった。 電話連絡先 (— —) 文書送付先 <input type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> 対象者住所 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>		